

第94号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

東宮特定公共賃貸住宅
柳井田特定公共賃貸住宅
清川駅前下特定公共賃貸住宅
牧口特定公共賃貸住宅
百合丘特定公共賃貸住宅
そよかぜ田園特定公共賃貸住宅
妙見特定公共賃貸住宅
石田特定公共賃貸住宅
樋掛特定公共賃貸住宅
川北特定公共賃貸住宅
さわやか団地千歳特定公共賃貸住宅
フォレストおがた

2 指定管理者となる団体

大分市城崎町2丁目3番32号
大分県住宅供給公社

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

令和5年11月30日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

豊後大野市特定公共賃貸住宅11団地及び豊後大野市まちづくり促進住宅1団地の指定管理者として大分県住宅供給公社を指定したいので、この案を提出するものである。